



＜ 浜玉中学校の令和4年度春季休業の過ごし方について ＞

1 春季休業中の過ごし方について

18時までには帰宅をしましょう♪

(1) 家庭生活など

- ア：生活リズムを崩すことがないように夜更かしをしない。
- イ：計画的な学習及び適度な運動により、望ましい生活習慣を身に付ける。
- ウ：食生活のリズムをしっかりと保ち、朝食をとる。
- エ：家族・地域の一員として家事の手伝い、地域行事へ積極的な参加をする。
- オ：「自ら命を絶つこと」「命を奪うこと」は絶対に許されないことや、命の大切さ、いじめの問題、善悪の判断などについて、家庭でも話し合う機会をもつ。
- カ：3つの密を避ける。手洗い・咳エチケットなどの感染症対策を徹底する。
- キ：公共の場のマスク着用は、それぞれの施設の指示をもとに、各自で判断する。

(2) 様々な悩みやストレス等を一人で抱えこまないよう、「周りの信頼できる大人に相談してほしいこと」「悩みを受け止めてくれる大人は必ず周りにいること」を踏まえ、佐賀県が設置する「心のテレホン」「いじめホットライン」などの相談窓口も必要に応じて利用する。

(3) 携帯電話・スマートフォン等情報端末の使用やインターネットの利活用等については、ルールやマナーを守ることに加え、危険性を再確認しておく。

- ア：インターネット等の利用時における他人への誹謗中傷、不適切な画像の投稿等により、生徒が被害者にも加害者にもなる例があるため、その弊害について気を付ける。また、フィルタリング機能の導入についても、佐賀県青少年健全育成条例（第18条の4）の趣旨を踏まえ、その機能導入を保護者の責任で行う。
- イ：「出会い系サイト・アプリ」や「非出会い系（ゲーム）サイト・アプリ」、「コミュニティサイト〇〇掲示板」等インターネット上の有害情報について、気を付ける。
- ウ：事件や事故、犯罪に巻き込まれる恐れがあることから、SNS等を介して知り合った人と直接会わない。また、万一被害にあった場合、すぐに学校や警察等の機関に報告する。

(4) 深夜徘徊や無断外泊等は、飲酒・喫煙をはじめ、不健全性行為等のきっかけになるなど、問題行動の温床であるとともに、犯罪被害に遭遇する機会も増加する可能性が高い。

(5) 飲酒、喫煙に関しては、法に触れる行為であることを踏まえるとともに、あらゆる問題行動の入り口であるとの認識に立ち、絶対にしない。

(6) 大麻・シンナー・危険ドラッグ等の薬物の危険性・有害性については、心身への重大な影響を及ぼすとともに、重大な違法行為であるということを踏まえて、絶対にしない。

(7) カラオケボックスや遊技場等への出入り、各種の催し物等への参加については、問題行動及び犯罪被害防止の両面を踏まえ、保護者同伴が良い。

(8) たまり場を作るなどの地域の方の迷惑になることはしない。気を付ける。



- (9) 火気等の取扱いについては、火災など重大事故につながるおそれがあるため、保護者管理のもとで行うことが良い。
- (10) 生徒のアルバイトについては原則しない。
- (11) 部活動等を実施する学校においては、次の点に留意する。
- ア：部活動の目的を十分に理解して、部活動に参加する。
 - イ：本校の部活動方針に沿って活動する。
 - ウ：登下校に際しては、犯罪被害防止に努める。
 - エ：部活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止に適切に対応する。

2 事故・犯罪被害の防止について

- (1) 安全教育については、通学时以外においても事故のないよう気を付ける。
- * 自転車の使用については、道路交通法を踏まえ、被害事故防止とともに加害事故防止に努める。
- (2) わいせつ行為や誘拐等の被害に気を付ける。
- (3) 事故発生及び犯罪被害発生の場合には、直ちに警察、学校等に届ける。

3. その他

- (1) 事故・その他緊急時は、すぐに学校へ連絡しましょう。 (中学校 56-6650)
- (2) 原則として、自転車通学許可を得ている生徒のみが自転車通学です。部活動の時だけでも自転車通学をしたい場合は、部活動顧問と相談をしましょう。また、学校に来る際は、制服や体操服（部活動着も含む）で、清潔感のある身だしなみを常に意識しましょう。
- (3) 町内の行事に参加するときは、中学生らしい行動に心がけましょう。
- (4) 春休み中の部活動の遅刻・欠席は、部活動顧問に必ず連絡をしましょう。



緊急連絡等について

浜玉中学校 56-6650 唐津警察署 72-2101